

議案第10号

新居浜市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(新居浜市子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 新居浜市子ども医療費助成条例(昭和48年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第2号中「が行う国民健康保険の被保険者とされた」を「の区域内に住所を有するものとみなされた」に改める。

第5条第2項中「新居浜市重度心身障害者医療費助成条例」を「新居浜市重度心身障がい者医療費助成条例」に改める。

(新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正)

第2条 新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例(昭和49年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条中「が行う国民健康保険の被保険者とされた者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条」を「の区域内に住所を有するものとみなされた者並びに高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2」に、「が行う国民健康保険の被保険者とされた者若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第55条」を「の区域内に住所を有するものとみなされた者若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第55

条及び第 5 5 条の 2」に改める。

(新居浜市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第 3 条 新居浜市重度心身障害者医療費助成条例（昭和 4 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新居浜市重度心身障がい者医療費助成条例

第 1 条及び第 2 条第 1 項中「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改める。

第 3 条第 1 項中「有する重度心身障害者」を「有する重度心身障がい者」に、「が行う国民健康保険の被保険者とされた者及び高齢者の医療の確保に関する法律第 5 5 条」を「の区域内に住所を有するものとみなされた者並びに高齢者の医療の確保に関する法律第 5 5 条及び第 5 5 条の 2」に、「が行う国民健康保険の被保険者とされた重度心身障害者若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第 5 5 条」を「の区域内に住所を有するものとみなされた重度心身障がい者若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第 5 5 条及び第 5 5 条の 2」に、「重度心身障害者で」を「重度心身障がい者で」に改める。

第 7 条中「重度心身障害者医療費受給者証」を「重度心身障がい者医療費受給者証」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、住所地特例が適用される者に係る規定を改めるため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出する。